



# 春の交通安全県民運動

令和8年 4月6日(月)～4月15日(木)に実施されます。

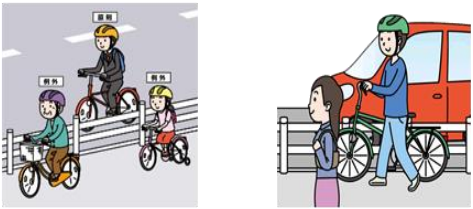
4月号では、自転車の運転に関する安全マナーについてご紹介します。

## 自転車を利用する方へ

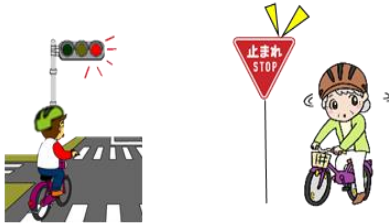
- 令和8年4月1日から16歳以上の自転車運転者による交通違反に対して交通反則切符(青切符)が導入されました。この機会に自転車の基本的な交通ルールを守って安全に利用しましょう!

### 自転車安全利用五則

- ① 車道が原則、左側を通行  
歩道は例外、歩行者を優先



- ② 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認



- ③ 夜間はライトを点灯



- ④ 飲酒運転は禁止



- ⑤ ヘルメットを着用



- 運転中のながらスマホ(スマートフォンなどを手に持って、通話をしたり、画面を見ながら運転すること)は大変危険です。絶対にやめましょう!



### 門司港交番管内における万引き発生状況

- ・ 令和8年1月、2月の2ヶ月間で万引きが13件発生しており、そのうち6件検挙しています。
- ・ その場で見つからなくても、事後捜査により検挙していきます。
- ・ セルフレジでスキャンを通さないことや商品をスキャンするフリをすることは、犯罪であり、必ずバレます。
- ・ 会計をするときは、購入する商品全てがきちんとスキャンできているかをよく確認しましょう。

門司港交番管内  
事故発生状況  
(令和8年2月1日から  
2月28日まで)

- 人身事故 4件
- 物件事故 39件